

入札説明書

令和7年3月11日

香川県産業技術センター所長 濱田 敏弘

この入札説明書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、香川県会計規則（昭和39年規則第19号。以下「規則」という。）、物品購入等競争入札心得（以下「入札心得」という。）及び本件調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、香川県が発注する物品調達に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「競争参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかにするものです。

1 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

- ① 当該入札に参加される方は、下記（3）により減免をされた場合を除き、開札開始時間の前までに、契約をしようとする金額（入札者の見積もった契約金額）の100分の5以上の入札保証金を納付してください。（※消費税等含んだ金額ですのでご注意ください。）
- ② 開札期日の前日までに納付される方
 - ア 現金で納付される方は、納付書をお渡しいたしますので入札執行機関に申し出てください。（納付書により県の指定金融機関で納付してください。）
 - イ 保証金に代わる担保として、規則第150条に掲げる有価証券等で納付される方は、保管有価証券納付書（規則第71号様式）に必要な事項を記載し、有価証券等を入札執行機関の出納員に納付してください。（※規則第150条第1項第1号に掲げる国債等の有価証券の担保の価値は、その額面の100分の80に相当する金額となりますのでご注意ください。）
- ③ 開札当日に納付される方
入札保証金等納付書（規則第66号様式）に必要な事項を記載して、現金又は保証金に代わる有価証券等を、開札開始時間の前までに入札執行機関の出納員に納付してください。
- ④ 入札保証金等を開札日の前日までに納付された方は、開札開始時間の前までに納付済通知書又は証券領収書を入札執行職員に提示してください。
- ⑤ 入札保証金等の還付
 - ア 開札当日に納付された方は、開札終了後直ちに還付いたします。

イ 開札前日までに納付された方は、開札終了後に現金の還付請求書（様式自由）又は保管有価証券還付請求書（規則第72号様式）を提出していただき、後日還付いたします。（還付日は、還付手続き終了後に改めてご連絡いたします。）

ウ 落札された方が納付した入札保証金は、契約締結後に還付いたします。

⑥ 代理人が保証金の納付、還付請求、還付を受けるときは、委任状を添えて手続きを行ってください。

⑦ 上記②のイ、③、⑤、⑥の手続きに必要な「保管有価証券納付書」等の様式は、ホームページに登載しておりますのでご活用ください。

（２）契約保証金

① 落札された方は、下記（３）により減免をされた場合を除き、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付してください。

② 保証金に代わる担保として、規則第150条に掲げる有価証券等で納付することができます。

③ 契約保証金は、契約の履行を確認した後で還付いたします。

（３）入札保証金、契約保証金の減免を受けたい方

入札保証金、契約保証金は、規則第152条に該当する場合は、減免することができますので減免を希望される方は、当該公告で指定した場所に指定した日時までに減免申請書を提出してください。

① 入札保証金については、次のア又はイの書類を提出し、審査の結果、適当と認められた方。

なお、審査において説明を求められた場合は、申請者の負担において完全な説明をしなければなりません。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約証書

イ 入札公告に記載している「入札者の参加資格」を有する方で、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と過去において当該入札の種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、これらを全て誠実に履行された方

- ・ 契約実績のある場合には、減免申請書に契約書の写しを添付してください。
- ・ 契約実績については、同一の法人によるものであれば、他の支店等の実績でもかまいません。

（※減免申請書の様式は、ホームページに登載しておりますのでご活用ください。）

② 契約保証金については、①のイの書類審査の結果、適当と認められた方又は県を被保険者とする履行保証保険契約証書を契約締結までに提出し、適当と認められた方。

2 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する方に必要な資格のない方がした入札
- (2) 入札者等が連合して入札したと認められる場合。
- (3) 入札に際し不正の行為があった場合。
- (4) 入札者等が同一の入札について2以上の入札をした場合。
- (5) 入札保証金の納付がないとき、又は不足する場合。(免除された事業者を除く)
- (6) 前記(1)～(5)のほか、説明書等で指示した条件及び契約担当者があらかじめ指定した事項に違反した場合。

3 電子契約の可否

- (1) 可とします。

電子契約(契約書を電子ファイルで作成し、双方の押印に代わり、電子契約サービスによる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの)を行う場合は、県が指定した電子契約サービスを利用します。ご利用にあたっては、インターネット環境と、契約締結に利用するメールアドレスを用意していただく必要があります。

(2) 電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を電子メールにより提出してください。

- (3) 電子契約においては、タイムスタンプが付与された日が契約締結日となります。

4 履行の確認・支払い

- (1) 契約の履行を完了したときは、その旨を届け出て検査を受けてください。
- (2) 香川県が行う検査に合格した後、請求書を提出していただき、指定の金融機関の口座に請求額を振り込みます。

なお、契約期間内に履行されなかった場合は、納入期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、契約金額のうち納入未済部分に相当する額に当該納入期限が経過した日における民法(明治29年法律第89号)第404条に定める法定利率を乗じて計算した額を遅延損害金として徴収しますのでご注意ください。

5 その他

- (1) 期限内に提出を求められている確認書類等を提出しなかった場合は、入札に参加できません。

- (2) 守秘義務等

この入札説明書の交付を受けた事業者(従業員等を含む)は、香川県から提供を受けた文書、図面、データ等すべて(この入札説明書のほか、追加資料を含む。以下、「県

提示資料」という。)について守秘義務を負い、第三者に漏らしてはならず、県提示資料を本件の入札及び契約手続き以外の目的(広告、宣伝、販売促進及び広報等を含む。)に使用してはなりません。

(3) この入札に関する問合せ先・契約事務担当課等

郵便番号 761—8031

香川県高松市郷東町587—1

香川県産業技術センター総務課

電話番号 087—881—3175

メールアドレス : sangi@pref.kagawa.lg.jp